

IV 公 共 料 金、助 成・融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

		札		幌		市		
ア 市徴収基準額表	入所児童の属する世帯の階層区分							
	区分	定		義		利用者負担額		
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯				保育標準時間認定 3歳未満の児童	保育短時間認定 3歳未満の児童	
	B 1	市町村民税が非課税の世帯				0 円	0 円	
	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯		48,600円未満			11,000 円	10,820 円
	D 1			48,600円以上	67,000円未満	15,680 円	15,420 円	
	D 2			67,000円以上	97,000円未満	22,550 円	22,170 円	
	D 3			97,000円以上	140,000円未満	30,250 円	29,740 円	
	D 4			140,000円以上	169,000円未満	39,600 円	38,930 円	
	D 5			169,000円以上	254,000円未満	45,870 円	45,100 円	
	D 6			254,000円以上	301,000円未満	53,740 円	52,830 円	
	D 7			301,000円以上	341,000円未満	60,170 円	59,150 円	
	D 8			341,000円以上	397,000円未満	65,450 円	64,340 円	
	D 9			397,000円以上		75,900 円	74,610 円	
	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額							
B 0	市町村民税が非課税の世帯				0 円	0 円		
C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯		48,600円未満			4,400 円	4,400 円	
D01			48,600円以上	67,000円未満	4,400 円	4,400 円	☆	
D02			67,000円以上	77,101円未満	4,400 円	4,400 円		
(備考)								
①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。								
②階層区分について								
・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)								
・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、								
・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額								
③多子軽減について								
・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料								
・C1、D1、D2、D3、D4階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする☆ひとり親家庭等の世帯(C0、D01、D02階層)については、2人目以降は無料となります。□								
※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合は「生計を一にする」ものとなります。								
イ 第二子以降軽減状況	「ア(備考)③多子軽減について」とおり							
ウ 保育料収納率	99.46 % (令和2年度現年度分)							

ア 市徴収基準額表		仙 台 市				
階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯					
B	市町村民税非課税世帯					
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
C5		69,000円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		77,101円未満				
C6		83,000円未満				
C7		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C8		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C9		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C10		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C11		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C12		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C13		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C14		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C15		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C16		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
	市町村民税の未申告または確認のできない世帯	70,000	35,000	68,900	34,450	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくこととなります。 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただきます。 ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接注) 1. 年齢について <ul style="list-style-type: none"> ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。 ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和3年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。 2. 利用者負担額(保育料)の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について <ul style="list-style-type: none"> ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控【4月～8月分】:令和2年度の市町村民税(平成31年1月～令和元年12月収入分)【9月～翌3月分】:令和3年度の市町村民税(令和2年1月～12月収入分) ・政令指定都市の所得割額は6%の税率を適用して計算します。 ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算 ・婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の令和2年度分の所得割額を計算する際、地方税法上の寡婦 ・なお、令和3年度分の所得割額については、税法上のひとり親控除の適用対象となるため、みな ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。 					
イ 第二子以降軽減状況	<p>以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。</p> <p>○教育利用(1号認定) 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(※)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)</p> <p>○保育利用(2・3号認定) 対象施設(※)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)</p> <p>*対象入所施設: 保育所、幼稚園(ア)幼稚園を除く、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚園、児童心理治療施設、企業主導型保育施設</p> <p>対象利用制度: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C14階層)の世帯保護者と生計が同一の子等が対象です。</p>					
ウ 保育料収率	<p>現年度分 :99.65%</p> <p>滞納繰越分:31.98%</p>					

利用者負担額	教育利用(1号認定)3歳以上児		主食費	階層認定の基準
	副食費			
	1号認定第1子第2子	2号認定第1子第2子		
無償	免除	免除	施設で定める額	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
				市町村民税均等割課税世帯
				市町村民税所得割額57,700円未満
				77,101円未満
				77,101円以上
				市町村民税の未申告または確認のできない世帯

育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育

ます。

ご確認ください。

除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

する場合があります。

(寡夫)控除をみなし適用して計算できる場合があります。適用を受けるためには申請が必要です。適用は行いません。

さいたま市

ア 市徴収基準額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	定 義		
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯		
第 2	市町村民税非課税世帯		
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯		
第 4	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降)は当該年度市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割課税額	48,600円未満
第 5			48,600円以上 63,900円未満
第 6			63,900円以上 97,000円未満
第 7			97,000円以上 137,600円未満
第 8			137,600円以上 169,000円未満
第 9			169,000円以上 301,000円未満
第 10			301,000円以上 397,000円未満
第 11			397,000円以上

利用者負担額 (単位: 円/月)			
3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和3年4月1日時点の年齢となります。
 ※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。
 ※ 政令指定都市では平成30年度より市市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。

イ 第二子以降軽減状況

● 二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合
 最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額
 次に年齢の高い児童(2人目)…………… 通常利用者負担額の2分の1
 その他の児童(3人目以降)…………… 無料
 ● 年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。
 ● 年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする)とする。

ウ 保育料取納率

94.84%(令和2年度)

区 分	千 葉 市									
	令和3年度保育料(月額)		保育標準時間				保育短時間			
	階層区分	定 義	3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
			基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
ア	市徴収基準額表									
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
	D1	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
		要保護	世帯等							
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
	D1	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
	D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯			基準額					
		※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務 者の課税額から決定する場合があります。			つく利用者負担額となります。 控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。 者の課税額から決定する場合があります。					
	イ	●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子も 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 減額に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者			児童(1人目)の保育料は基準額、次に年齢の高い児童(2人目)の保育料は1/2額、その他の児童(3人目以降)の保育料は無料とします。 に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定)・特別支援学校幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条 法第6条の2第2項に規定)・医療型児童発達支援(児童福祉法第6条の2第3項に規定)					
					を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃 又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯					
	ウ	保育料取納率	99.0%(令和2年度現年)							

川 崎 市

ア 市徴収基準額表
(令和3年度)
※令和元年9月改定

階層区分		保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)			
		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児保育料			
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600
C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050
C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450
C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500
C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750
C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200
C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900
C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800
C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600
C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450
C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350
C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250
C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250
C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200
C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550
C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750
C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000
C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000
C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700
C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150
C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400
C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850
C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350
C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050
C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700

注1 この表の市民税の額は、令和3年4月～令和3年8月分保育料については、世帯の令和2年度市民税額の世帯の令和3年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附注2 3歳以上の保育料は無料です。
注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。
注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料		
3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		3歳未満
基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	44,500
17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	61,000
26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	80,000
36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	
40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	104,000
45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	(保育単価限度)
52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	
56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	104,000
59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	
66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	(保育単価限度)

年額、令和3年9月～令和4年8月分保育料については、金控除の適用はありません。)
(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常2子目の保育料です。の年齢制限が撤廃されています。)給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別児童発達支援を利用している場合を含む。)です。の年齢制限が撤廃されています。)

ウ 保育料収納率

98.92%(令和2年度決算)

横 浜 市

ア 市徴収基準額表
イ 第二子以降軽減状況

令和3年4月1日現在

(単位:円)

負担区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用)幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだいで区分	第1子	第2子	第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子		
	保育必要時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	0	0	0	0	0	0	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	0	0	0	0	0	0	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	0	0	0	0	0	0	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	0	0	0	0	0	0	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	0	0	0	0	0	0	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	0	0	0	0	0	0	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	0	0	0	0	0	0	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	0	0	0	0	0	0	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	0	0	0	0	0	0	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	0	0	0	0	0	0	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	0	0	0	0	0	0	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	0	0	0	0	0	0	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	0	0	0	0	0	0	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	0	0	0	0	0	0	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	0	0	0	0	0	0	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	0	0	0	0	0	0	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	0	0	0	0	0	0	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	0	0	0	0	0	0	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	0	0	0	0	0	0	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	0	0	0	0	0	0	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	0	0	0	0	0	0	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	0	0	0	0	0	0	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	0	0	0	0	0	0	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	0	0	0	0	0	0	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	0	0	0	0	0	0	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	0	0	0	0	0	0	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0	
E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0	
E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0	
E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	
E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	
E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	

「第3子」以降のお子さんの利用料は無料

ウ 保育料収納率

令和2年度現年度徴収率:98.14%
(現年度99.13% 過年度31.28%)

令和3年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)				
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間		
		1人目	2人目	1人目	2人目	
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100	
C2	市区町村 民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700	
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750	
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450	
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750	
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000	
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850	
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150	
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100	
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750	
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350	

第二子以降軽減状況 上記のとおり

保育料収納率 99.35%(現年度分)

- ※1 利用者負担額は平成30年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和3年4月~令和3年8月については令和2年度、令和3年9月~令和4年3月については令和3年度の市区町村民税額等を基に決定します。課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和3年度の利用者負担額が変更になる方は、令和4年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 地方税法上の寡婦・夫控除の適用にならない非婚の母子・父子家庭については、申請により寡婦・夫控除の適用があったものとして税額を算定し、その算定額により利用者負担額を決定します。
- ※4 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※5 同一世帯に、※6に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※6 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。減額にあたって、兄弟が上記施設①~⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する担当課まで提出してください。申出書は施設を管轄する課にあります。
- ※7 ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の利用者負担額基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。

ひとり親世帯等の利用者負担額基準額表

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

- ※8 里親に養育を委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- ※9 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができます場合があります。該当する方は利用施設等を所管する担当課にご相談ください。

保育料金額表①												
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用												
		保育料						副食材料費				
年齢区分(令和3年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)						3歳以上児(1号・2号認定)				
3号保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定	
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	1,900	0	0	免除	免除	免除	免除	免除
C	非課税世帯	11,000	0	0	8,800	0	0	免除	免除	免除		
	市民税額(8%課税額)											
	算定基準額(6%課税額)											
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-	免除
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0			
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0			
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0			
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0			
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-	免除
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0			
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0			
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0			
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0			

<保育料金額表①に関する注意点>

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時で教育・保育施設等を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)
- 同一世帯に保護者が同じ小学校1～3年生の子どもと、教育・保育施設等を利用する子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもは無料となります。
(新潟市独自多子軽減)

保育料金額表②												
下記IからIVの全てに該当する場合に適用												
I												
次の(1)から(3)までの世帯に該当しない												
(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯												
(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯(障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。)												
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者												
イ 療育手帳の交付を受けている者												
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者												
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの												
(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯												
II												
市町村民税所得割課税額(6%課税額)が57,700円未満												
III												
生計を一にする子ども等(※)の人数が本人を含め2人以上												
IV												
生計を一にする子ども等(※)の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。												
年齢区分(令和3年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)										
保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定							
階層区分		第2子	第3子以降	第2子	第3子以降							
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0						
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0						
C	非課税世帯	5,500	0	5,400	0	0						
	市民税額(8%課税額)											
	算定基準額(6%課税額)											
D1	64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500						
D2A	76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000						

<保育料金額表②に関する注意点>

- 保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。
なお、「第2子」は保育料金額表①の第1子の2分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)
- ※「生計を一にする子ども等」とは、①支給認定保護者に監護される者(未成年)、②支給認定保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)及び③支給認定保護者またはその保護者の直系尊属(①②を除く。)

保育料金額表③												
下記I及びIIに該当する場合に適用												
I												
次の(1)から(3)までの世帯に該当する												
(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯												
(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯(障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。)												
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者												
イ 療育手帳の交付を受けている者												
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者												
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの												
(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯												
II												
市町村民税所得割課税額(6%課税額)が77,101円未満												
年齢区分(令和3年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)										
保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定							
階層区分		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降							
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0						
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0						
C	非課税世帯	5,500	0	5,400	0	0						
	市民税額(8%課税額)											
	算定基準額(6%課税額)											
D1	64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500						
D2A	76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000						
D2B	80,000	60,000	円未満	8,150	0	8,000						
D3A	102,900	77,101	円未満	9,000	0	8,850						

<保育料金額表③に関する注意点>

- 保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は、「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

静 岡 市

ア 徴収基準額表

◆幼児教育・保育無償化について◆
 3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(下記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・

階層区分	令和2年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	利用者負担額(月額・円)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	市民税均等割非課税世帯	0	0
C	市民税所得割非課税世帯	7,500 (2,200)	7,500 (2,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
D1	64,800円未満	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100 (0)	3,100 (0)
D2	80,000円未満	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200 (0)	5,000 (0)
D3	89,300円未満	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800 (0)	5,600 (0)
D4	102,801円未満	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000 (0)	6,800 (0)
D5	129,300円未満	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
D6	153,300円未満	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
D7	177,300円未満	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
D8	225,300円未満	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
D9	252,000円未満	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
D10	265,300円未満	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
D11	281,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D12	329,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D13	401,300円未満	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
D14	452,000円未満	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
D15	529,300円未満	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
D16	529,300円以上	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)

- ①令和3年度利用者負担額は、4～8月分を令和2年度の市民税額、9～3月分を令和3年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)
- ②()内の金額は、第2子のお子さんの利用者負担額です。第3子以降は無料です。
- ③C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。
- ④この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。
- ⑤海外に居住しているため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計
- ⑥お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の
- ⑦政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の同一世帯から2人以上のお子さんが認定こども園や保育所等を利用する場合、階層区分により年齢の高い順に2人目のお子さんの利用者C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。

保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

階層区分	令和2年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	利用者負担額(月額・円)
生活保護世帯等		
市民税均等割非課税世帯		
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
市民税所得割非課税世帯		
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
所得割額	48,600円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
60,000円未満		
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
67,000円未満		
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
77,101円未満		
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		
97,000円未満		
115,000円未満		
133,000円未満		
169,000円未満		
189,000円未満		
199,000円未満		
211,000円未満		
247,000円未満		
301,000円未満		
339,000円未満		
397,000円未満		
397,000円以上		

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育

料して利用者負担額を算定いたします。
 最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
 市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。
 負担額は半額に、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。

保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、保育

イ 第二子以降
 軽減状況
 ウ 保育料収納率

####

浜 松 市

ア 市徴収基準額表

(単位:円/月)

階層	区 分		
	1	生活保護世帯	
2	市民税 非課税世帯	21	ひとり親世帯等
		22	その他
3	市民税 所得割非課税世帯	31	ひとり親世帯等
		32	その他
4	24,300 円未満	41	ひとり親世帯等
		42	その他
5	24,300 円以上 48,600 円未満	51	ひとり親世帯等
		52	その他
6	48,600 円以上 60,700 円未満	61	ひとり親世帯等
		62	その他
7	60,700 円以上 72,800 円未満	71	ひとり親世帯等
		72	その他
8	72,800 円以上 77,101 円未満	81	ひとり親世帯等
		82	その他
9	84,900 円以上	97,000 円未満	
10	97,000 円以上	121,000 円未満	
11	121,000 円以上	145,000 円未満	
12	145,000 円以上	169,000 円未満	
13	169,000 円以上	235,000 円未満	
14	235,000 円以上	301,000 円未満	
15	301,000 円以上	349,000 円未満	
16	349,000 円以上	397,000 円未満	
17	397,000 円以上		

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

イ 第二子以降 月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。
 軽減状況 また、同時入所の第3子以降は無料となります。
 ウ 保育料収納率 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。
 エ その他 99.65%(令和2年度現年分保育料)

名 古 屋 市

令和3年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和3年4月～）（2・3号認定子ども）

階層区分		市の基準月額			
		3歳未満児			
		保育標準時間認定	保育短時間認定		
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円	
B階層	令和3年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税	非課税世帯	0	0	
1		均等割のみ課税世帯	5,700	5,700	
C階層	令和3年度分（4月分から8月分までは令和元年度分）の市民税所得割課税額（※）	2	10,000円未満	6,400	6,300
		3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
		4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
		5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
		6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
		7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
		8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
		9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
		10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
		11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
		12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
		13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
		14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
		15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
		16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度
C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度
C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度
18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度
 次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。
 ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
 イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

京 都 市

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 (0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)														
		基 準 額						子 ども は ぐ く み 応 援 額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					保育短時間 認定	保育標準時間認定							
8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間		9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間			
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民 税 課 税 世 帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100	
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100	
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400	
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600	
	㉒ 397,000円以上 ～	77,900	80,800	83,600	86,500	89,300	92,200	95,000	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100	

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保 育 標 準 時 間 認 定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京 都 市

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額

階層区分	世帯区分	徴収区分	3号(0歳～2歳児) 【地域型保育事業】													
			基準額						子どもはぐくみ応援額							
			保育短時間認定	保育標準時間認定					保育短時間認定	保育標準時間認定						
8.5時間	9時間	9.5時間		10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間			
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②		市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤	35,000円以上～41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥	42,000円以上～48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦	48,600円以上～58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧	58,100円以上～67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨	67,600円以上～77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑩	77,101円以上～86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑪	87,000円以上～96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑫	97,000円以上～102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑬	102,600円以上～110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑭	110,900円以上～124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑮	125,000円以上～138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	⑯	138,600円以上～168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	⑰	169,000円以上～174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	⑱	174,600円以上～211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
	⑲	211,201円以上～300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
	⑳	301,000円以上～357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
	㉑	358,000円以上～396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
	㉒	397,000円以上～	54,100	56,300	58,300	60,300	62,400	64,400	66,500	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間	
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで	
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京 都 市

ア 市徴収基準額表 3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額

階層区分	徴収区分 世帯区分	3号認定 (0~2歳児 幼稚園型認定こども園)														
		基準額						子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間認定	保育標準時間認定					保育短時間認定	保育標準時間認定							
8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間		9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間			
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600	5,600
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600	6,600
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	8,200
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	8,200
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	8,200
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	8,200
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	10,700
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	10,700
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	10,700
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300	13,300
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300	13,300
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800	18,800
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800	18,800
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800	19,800
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900	19,900
	㉒ 397,000円以上 ~	72,000	74,600	77,200	79,900	82,500	85,100	87,700	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000	25,000

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月~8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和3年4月以降

大阪市

(月額、単位：円)

階級区分	子どもが属する世帯の状況	保育標準時間認定		保育短時間認定		
		多子軽減2人目	多子軽減2人目	多子軽減2人目	多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和3年度分(令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和3年度分(令和3年4月から令和3年8月までの間にあっては令和2年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得前が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650
第10	77,101円以上 79,000円未満	21,500	10,750	21,300	10,650	
第11	79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350	
第12	97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950	
第13	115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150	
第14	133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500	
第15	169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第16	211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第17	217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050	
第18	256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200	
第19	301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300	
第20	358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550	
第21	397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第22	432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第23	536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000	

- (1) 保護者等
子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。
- ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。
- なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。
- (2) 市町村民税の所得割
寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- (3) ひとり親世帯
保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。
- (4) 在宅障がい児(者)のいる世帯とは、次に掲げる児(者)が現に在宅している世帯とします。
- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児
 - ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

堺

市

ア 市徴収基準額表

税額等による階層区分		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	
B2	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	
C1	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)の世帯	
C2	市町村民税所得割額 48,600円未満	
D1	48,600円以上	70,900円未満
D2	70,900円以上	108,200円未満
D3	108,200円以上	138,100円未満
D4	138,100円以上	198,400円未満
D5	198,400円以上	297,400円未満
D6	297,400円以上	338,500円未満
D7	338,500円以上	397,000円未満
D8	397,000円以上	

徴収金額(月額) 単位:円					
3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0円	0円	0円	0円	0円	0円
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10,000	9,800	0	0	0	0
12,000	11,700	0	0	0	0
17,000	16,700	0	0	0	0
25,000	24,500	0	0	0	0
30,000	29,400	0	0	0	0
40,000	39,300	0	0	0	0
45,000	44,200	0	0	0	0
54,000	53,000	0	0	0	0
56,000	55,000	0	0	0	0
67,000	65,800	0	0	0	0

イ 第二子以降軽減状況

国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化

ウ 保育料収納率

令和2年度現年度 99.66% 過年度 13.01%

	神	戸	市																																																																																																						
ア 市徴収基準額表	<p>2021年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th colspan="2">扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td colspan="3">生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td rowspan="6">A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)</td> <td colspan="2">市町村民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td colspan="2">所得割課税額48,600円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割課税額48,600円以上66,600円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">D</td> <td>1</td> <td colspan="2">所得割課税額66,600円以上77,100円以下である世帯</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="2">所得割課税額77,101円以上97,000円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td colspan="2">所得割課税額97,000円以上119,000円以下である世帯</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">所得割課税額119,001円以上169,000円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">所得割課税額169,000円以上301,000円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="2">所得割課税額301,000円以上397,000円未満である世帯</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td colspan="2">所得割課税額397,000円以上である世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。</p> <p>(注1) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B階層</td> </tr> <tr> <td>C階層</td> </tr> <tr> <td>D1階層</td> </tr> <tr> <td>D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額(注3)「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、(注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満(ひとり親家庭、在宅障害児(者)の給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。</p>			各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			B	A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	市町村民税非課税世帯		C	所得割課税額48,600円未満である世帯		所得割課税額48,600円以上66,600円未満である世帯		D	1	所得割課税額66,600円以上77,100円以下である世帯		2	所得割課税額77,101円以上97,000円未満である世帯		3	所得割課税額97,000円以上119,000円以下である世帯		4	所得割課税額119,001円以上169,000円未満である世帯		5	所得割課税額169,000円以上301,000円未満である世帯		6	所得割課税額301,000円以上397,000円未満である世帯		6	所得割課税額397,000円以上である世帯		扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	B階層	C階層	D1階層	D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯	<p>利用者負担額(月額 単位:円) ()内は保育短時間認定における額 ※3歳以上児については副食費免除の有無</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">3歳未満児</th> <th colspan="3">3歳以上児</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">0</td> <td colspan="3" rowspan="6">副食費免除有 (副食費はかかりません)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">0</td> </tr> <tr> <td>6,200 (6,100)</td> <td>6,200 (6,100)</td> <td rowspan="5">0</td> </tr> <tr> <td>10,300 (10,000)</td> <td>10,200 (10,000)</td> </tr> <tr> <td>24,000 (23,600)</td> <td>12,000 (11,800)</td> </tr> <tr> <td>35,600 (35,000)</td> <td>17,800 (17,500)</td> </tr> <tr> <td>49,700 (48,900)</td> <td>24,900 (24,500)</td> </tr> <tr> <td>66,000 (64,900)</td> <td>33,000 (32,500)</td> <td></td> <td colspan="2">副食費免除無 (副食費はかかります)</td> <td>所得割課税額 57,700円(注4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円</p> <p>ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3歳未満児</th> <th colspan="2">3歳以上児</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子以降</th> <th>第1子</th> <th>第2子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td rowspan="4">0</td> <td colspan="2">副食費免除有 (副食費はかかりません)</td> </tr> <tr> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。いる世帯等は77,100円未満)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、</p>	3歳未満児			3歳以上児			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	0			副食費免除有 (副食費はかかりません)			0			6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0	10,300 (10,000)	10,200 (10,000)	24,000 (23,600)	12,000 (11,800)	35,600 (35,000)	17,800 (17,500)	49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		副食費免除無 (副食費はかかります)		所得割課税額 57,700円(注4)	3歳未満児		3歳以上児		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	0	0	副食費免除有 (副食費はかかりません)		3,100	4,500	9,000
各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分																																																																																																									
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか																																																																																																							
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯																																																																																																								
B	A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	市町村民税非課税世帯																																																																																																							
C		所得割課税額48,600円未満である世帯																																																																																																							
		所得割課税額48,600円以上66,600円未満である世帯																																																																																																							
D		1	所得割課税額66,600円以上77,100円以下である世帯																																																																																																						
		2	所得割課税額77,101円以上97,000円未満である世帯																																																																																																						
		3	所得割課税額97,000円以上119,000円以下である世帯																																																																																																						
	4	所得割課税額119,001円以上169,000円未満である世帯																																																																																																							
5	所得割課税額169,000円以上301,000円未満である世帯																																																																																																								
6	所得割課税額301,000円以上397,000円未満である世帯																																																																																																								
6	所得割課税額397,000円以上である世帯																																																																																																								
扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか																																																																																																									
B階層																																																																																																									
C階層																																																																																																									
D1階層																																																																																																									
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯																																																																																																									
3歳未満児			3歳以上児																																																																																																						
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降																																																																																																				
0			副食費免除有 (副食費はかかりません)																																																																																																						
0																																																																																																									
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0																																																																																																							
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)																																																																																																								
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)																																																																																																								
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)																																																																																																								
49,700 (48,900)	24,900 (24,500)																																																																																																								
66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		副食費免除無 (副食費はかかります)		所得割課税額 57,700円(注4)																																																																																																				
3歳未満児		3歳以上児																																																																																																							
第1子	第2子以降	第1子	第2子以降																																																																																																						
0	0	副食費免除有 (副食費はかかりません)																																																																																																							
3,100																																																																																																									
4,500																																																																																																									
9,000																																																																																																									
イ 第二子以降 軽減状況	国の制度を拡充し、市独自で全ての世帯を対象に、多子世帯にかかる年齢制限を撤廃し、																																																																																																								
ウ 保育料取納率	99.72%																																																																																																								
		第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施																																																																																																							

岡 山 市

ア 市徴収基準額表		利用者負担額表(令和3年度)					
各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額 単位:円)					
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間			
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0		
B階層	非課税	0	0	0	0		
C階層	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	均等割のみ課税	9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
		2	所得割の額が 10,800円未満	10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
		3	10,800円以上 48,600円未満	12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
		4	48,600円以上 57,700円未満	14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
		5	57,700円以上 65,000円未満	16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
		6	65,000円以上 81,000円未満	20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
		7	81,000円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
		8	97,000円以上 121,000円未満	28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
		9	121,000円以上 145,000円未満	32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
		10	145,000円以上 169,000円未満	36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
		11	169,000円以上 199,000円未満	40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
		12	199,000円以上 229,000円未満	43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
		13	229,000円以上 301,000円未満	45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
		14	301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
		15	397,000円以上	55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0
イ 第二子以降軽減状況	国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。	団体等への育附金控除等の適用を受ける前の額となります。 内の金額となり、第3子以降は無料となります。 等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。 どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。					
ウ 保育料取納率	令和2年度実績 現年度 99.50% 過年度 30.41% 合計 91.30%						

広 島 市

ア 市徴収基準額表

各月初日の保護者の属する世帯の階層区分	
A	生活保護法による被保護世帯
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)
C1	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満
C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満
C3	44,100円以上 48,600円未満
C4	48,600円以上 54,000円未満
C5	54,000円以上 59,000円未満
C6	59,000円以上 64,000円未満
C7	64,000円以上 79,000円未満
C8	79,000円以上 97,000円未満
C9	97,000円以上 114,000円未満
C10	114,000円以上 133,000円未満
C11	133,000円以上 151,000円未満
C12	151,000円以上 169,000円未満
C13	169,000円以上 205,000円未満
C14	205,000円以上 256,000円未満
C15	256,000円以上 301,000円未満
C16	301,000円以上 397,000円未満
C17	397,000円以上

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯から同時期に2人以上が保育園と幼稚園などを利用している場合、2人目の保育料を半額に、なお、平成28年度より税額が一定額以下の場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料を半額、

3人目以降を無料としている。軽減の方法は国に準じている。
3人目以降を無料としている。

ウ 保育料収納率

R2決算
現年度分 99.35%
滞納繰越分 29.15%
計 95.17%

北 九 州 市

(単位:円)

ア 市徴収基準額表

階層区分	定 義	3 歳 未 満 児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
	12 " 397,000円以上	63,300	62,200

3歳以上は無償化のため削除

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額

B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950
D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100

注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。□階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

イ 第二子以降軽減状況

市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、支援、医療型児童発達支援を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料となります。市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお父さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。外となります。ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯のうち、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお父さんが小学生以上一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達ただし、上のお父さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象の場合も含め、第2子は無料となります。ただし、上のお父さんの年齢や勤務状況により、生計を

ウ 保育料収納率

95.7%(令和2年度実績)

福 岡 市

ア 市徴収基準額表

利用児童の属する世帯の階層区分	
階層区分	区 分 (税 額)
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
B	市町村民税非課税世帯
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯
C2	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満
D1	〃 48,600円～ 61,000円未満
D2	〃 61,000円～ 73,000円未満
D3	〃 73,000円～ 85,000円未満
D4	〃 85,000円～ 97,000円未満
D5	〃 97,000円～ 126,000円未満
D6	〃 126,000円～ 149,000円未満
D7	〃 149,000円～ 169,000円未満
D8	〃 169,000円～ 255,000円未満
D9	〃 255,000円～ 301,000円未満
D10	〃 301,000円～ 397,000円未満
D11	〃 397,000円以上

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合(※)、保育所に入所し(※)保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育
注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税
注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

保育料の額(月額)	
保育標準時間	保育短時間
0 円	0 円
0	0
14,200 〔 7,100 〕	13,900 〔 7,000 〕
17,000 〔 8,500 〕	16,700 〔 8,400 〕
19,800 〔 9,900 〕	19,400 〔 9,700 〕
22,600 〔 11,300 〕	22,200 〔 11,100 〕
25,400 〔 12,700 〕	24,900 〔 12,500 〕
28,200 〔 14,100 〕	27,700 〔 13,900 〕
31,900 〔 16,000 〕	31,300 〔 15,700 〕
35,600 〔 17,800 〕	34,900 〔 17,500 〕
39,300 〔 19,700 〕	38,600 〔 19,300 〕
44,600 〔 22,300 〕	43,800 〔 21,900 〕
53,000 〔 26,500 〕	52,000 〔 26,000 〕
64,000 〔 32,000 〕	62,900 〔 31,500 〕
83,200 〔 41,600 〕	81,700 〔 40,900 〕

(参考)国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

本市区分	国区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0 円	0 円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔 保育単価 限 度 〕	78,800 〔 保育単価 限 度 〕
D11	8	104,000 〔 保育単価 限 度 〕	102,400 〔 保育単価 限 度 〕

ている児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

事業施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯からの同時入所は国制度どおり。このほか市独自で、18歳未満の児童を3人以上

養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

ウ 保育料収納率

現年度 98.53%
過年度 16.33% 計 88.52%

熊 本 市

ア 市徴収基準額表

令和2年度

入所児童の属する世帯の階層区分	
階層区分	
第1	生活保護世帯
第2	市民税非課税世帯
第3-1	市民税所得割課税 24,300円未満
第3-2	” 24,300円以上 48,600円未満
第4-1	” 48,600円以上 65,000円未満
第4-2	” 65,000円以上 81,000円未満
第4-3	” 81,000円以上 97,000円未満
第5-1	” 97,000円以上 121,000円未満
第5-2	” 121,000円以上 145,000円未満
第5-3	” 145,000円以上 169,000円未満
第6-1	” 169,000円以上 213,000円未満
第6-2	” 213,000円以上 257,000円未満
第6-3	” 257,000円以上 301,000円未満
第7-1	” 301,000円以上 349,000円未満
第7-2	” 349,000円以上 397,000円未満
第8	” 397,000円以上

注1 表中の年齢については、令和3年3月31日現在の満年齢により決定します。
 注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分
 注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、

保育料の額(月額)			
3号認定		2号認定	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
0 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

の市民税により決定します。
 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。

イ 第二子以降
軽減状況

国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳未満の第3子

以降の保育料を無料としている。

ウ 保育料取納率

現年度 99.2%
 過年度 14.9% 計 86.2%(令和2年度)

2 住宅融資制度

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋	
(1) 制度名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金(住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(台風被災者)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度(平成29年度をもって新規受付終了)	川崎市勤労者生活資金貸付制度(住宅の増改築・修繕費用)	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	-	-	
(2) 申込者資格		・本市内に所在する被災家庭又は傾斜家庭の所有者又は居住者 ・被災家庭について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 ・完済時の年齢が80歳未満の方 ・貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 ・市町村民税を滞納していない方	-	次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く) 1. 市内に1年以上居住している方(市内居住予定者を含む。)または市内の事業所に勤務している方 2. 同一事業所に1年以上勤務している方 3. 年齢満20歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 4. 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5. 安定継続した年収(前年比±4%)が150万円以上の方	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金融消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方 ②被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を市内で行う方又は市内の被災住宅の補修や外構・給排水工事を行う方 ③住宅建築資金について、平成23年3月11日以降に金融消費貸借契約を金融機関と締結し、平成23年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者 ・市税を完納していること ・市税を完納していること又は市から徴収の猶予もしくはは徴収の猶予を受けていること ・市県民税額が30万円以下であること	-	-	-	-	
(3) 融資対象住宅		被災家庭 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家庭 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したものうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基づき、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の元相により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	東日本大震災により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅(分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること) ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	-	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、賃貸住宅又は中古住宅(マンションを含む) ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	-	
融資条件	(4) ア 融資対象金額	被災家庭 1,200,000円(市長は別に限度額を定めることができる) 傾斜家庭 2,000,000円(基礎改修工事費の7割以内)	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給	10万円～300万円	100万円～600万円(対象借入金額)	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	-	
	イ 利率	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.3%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年利2.0%以下	年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利回率	年3%以内	-	利子補助金利 0.75	-	
	ウ 返済期間	7年以内(被災家庭は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月(補給期間)	-	-	利子補助の期間 10年	-
	エ 返済方法	元金均等割賦払	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等割賦返済	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を12で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-
	オ 担保・保証人	連帯保証人が必要	-	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) 令和2年度融資実績	件 (円)	3件 6,200,000円	-	1件 5,000,000円	令和2年度利子補給件数 25件 利子補給金額 (576,655円)	令和2年度利子補給件数 5件 利子補給金額 (163,188円)	0 0円	30年度をもって事業終了 4,877,700円	-	-	令和2年度利子補給件数 1,918件 22,643,005円	-	
(6) その他		・本市の直接貸付 ・災害指定(平成30年北海道胆振東部地震)	-	-	-	-	住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。 また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率(上限3%)に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	-	-	

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区分	京都市						大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
(1) 制度名	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資	大阪市新橋・子育て世帯向け分譲住宅購入融資 利子補給制度	-	-	-	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
(2) 申込者資格	①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月取の25～35%以内に取りめられる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取換金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取換金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月取の25～35%以内に取りめられる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取換金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取換金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の耐震改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月取の25～35%以内に取りめられる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取換金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取換金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まっちの匠」知恵を活かした京都型耐震リフォーム補助金交付事業に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子(親) ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月取の25～35%以内に取りめられる者 ⑤借地上的住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取換金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取換金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を撤去した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月取の25～35%以内に取りめられる者 ⑤借地上的住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取換金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は火災保険契約を締結できる者 ⑦取換金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②持家一次取得者 (3) 申込時において、新橋世帯又は子育て世帯の世帯員である者 (4) 申込月が1月から5月までの場合は前々年の、申込月が6月から12月までの場合は前年の、所得金額の合計が1,200万円以下の者 (5) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (6) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新橋世帯の配偶者として、本制度要綱又は大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金交付要綱に基づき利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	-	-	-	-	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞滞していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとすることにつき、正当な権限を有する者であること。
(3) 融資対象住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を撤去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の住宅	(1) 床面積(マンションの場合は専有面積)が50㎡以上のもの (2) 建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの その他条件あり	-	-	-	-	-	-	水害のおそれがある住宅
(4) ア 融資対象金額	抵当権設定：1,500万円 その他：350万円	300万円	350万円	一般耐震改修：300万円 用地取得型耐震改修：350万円	一般耐震建て替え：700万円 二戸一化耐震建て替え※：1,400万円 一戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,000万円	700万円	-	-	-	-	-	-	-	1,500,000
イ 利率	年1.70(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.50(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.20(平成29年10月現在)	年0.1%以上	-	-	-	-	-	-	3
ウ 返済期間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年(機構返済期間が限度)	30年(機構返済期間が限度)	10年以上	-	-	-	-	-	-	10年
エ 返済方法	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	-	-	-	-	-	-	-	元利均等月賦償還
オ 担保・保証人	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
(5) 令和2年度融資実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	令和2年度利子補給件数 14,973件 1,215,987,000円	-	-	-	-	-	-	-
(6) その他	※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協働により、市町村融資実績の合計を府市双方で実績として計上。 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	平成17年から実施	-	-	-	-	-	-	-

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。